えひめ商工会だより

NO.282
2015.6

■編集・発行／愛媛県商工会連合会　〒790-0065　松山市宮西1-5-19　TEL 089-924-1103
■発行者E-mailアドレス：gyoumu@esci.or.jp　■印刷／セキ株式会社
〈URL〉http://www.ehime-sci.jp/
■写真／遊鶴羽棚田風景（松野町）

新緑の遊鶴羽（ゆづりは）棚田風景

（北宇和郡松野町奥内地区）

全国棚田百選にも選ばれた新緑も鮮やかな棚田です。

「耕して天に至る」ということばにもあるように、先人たちの創意工夫によって、見事なまでの里山の風景となっています。

MAIN TOPICS

○平成27年度通常総会
○青年部・女性部通常総会
○マイナンバー制度
○小規模事業者持続化補助金の有効活用
○社会保険「算定基礎届」等
○がんばる企業〔国安青果㈱〕
○小さな瞳・経営かわら版

表紙写真提供：松野町商工会

経営改善とまちづくりのパートナー　商工会を活用しましょう

平成二十七年度 商工会連合会通常総会開催
～会長に村上会長（しまなみ）を再任～

商工会連合会は、平成二十七年度通常総会を、五月二十二日、四国経済産業局長及び愛媛県知事、愛媛県議会議長を始め、多数の来賓のご臨席を得て開催した。

初めに村上会長が、日本経済は、アベノミクスにより都市部においては緩やかな回復基調が続いているが、地域経済を支えている中小・小規模企業はその実感が乏しく、未だに厳しい状況が続いている。

このような状況において、政府は、昨年六月「小規模企業振興基本法」を新たに制定するとともに、「小規模企業支援法」を改正し、小規模企業に重点を置いた施策が打ち出された。

再任された村上会長

我々商工会は、小規模基本法の趣旨を充分認識し、伴走型の経営発達支援や地域経済活性化に向け取り組まなければならない。

また、会員ニーズが高度で専門的、或いはグローバル化している傾向にあるため、今年度より、「広域サポートセンター」を設置し、適切な支援ができる体制を整備しており、さらに、今年度も引き続き県や金融機関の協力を得ながら、企業支援を通じた地域活性化にも努める旨の挨拶をした。

続いて、来賓の四国経済産業局長、愛媛県知事、愛媛県議会議長から祝辞を頂いた。

議長には土居町商工会好井幸三郎会長が選任され、平成二十六年度の事業報告書・収支決算書承認の件を始め、五議案が審議され、原案どおり承認、議決した。

第五号議案の任期満了に伴う役員改選では、次の方々が新役員に決定された。

■新役員

○会長
村上　友則（しまなみ）

○副会長
越智　俊充（東温市）新任
西﨑　徹（津島町）

○専務理事
長野　侯二

○理事
寺井　政博（越　智）新任
倉本　睦男（上島町）
石橋　博（中　島）
大西　光（砥部町）新任
酒口　強（内子町）
若松　勲（保内町）
岡本　國和（鬼北町）新任
加藤　勝恵（松野町）
山田　宏介（県青連）新任
西岡千代子（県女性連）

○監事
好井幸三郎（土居町）新任
上岡　茂（川　上）
なお、新任商工会会長、退任県連役員、退任商工会会長は次のとおり。

○新任商工会会長
渡部　英志（周　桑）
萩山　陽右（北　条）
大野　正志（久万高原町）
久保　榮（双海中山）
井上　喜樹（伊方町）

○退任県連役員
久保　芳文（双海中山）
関野　邦夫（周　桑）
廣瀬　秀晴（伊方町）
篠原　成行（北　条）
東村　温輝（県青連）

○退任商工会会長
沼田　洋一（久万高原町）

愛媛県商工会連合会新役員

■平成二十六年度優良商工会

①商工貯蓄共済事業
【優秀賞（貯蓄共済）】
土居町、中島、双海中山、保内町、津島町、愛南町
【優秀賞（医療保障特約型）】
しまなみ、伊方町、西予市、津島町
【特別賞】
北条、中島、津島町
【特別優秀賞】
土居町、保内町、津島町

②ほのぼの共済事業
【優秀賞】しまなみ、北条、内子町、保内町、伊方町、津島町、松野町
【特別賞】しまなみ、北条

■今年度の重点事業

平成二十七年度の事業計画は次のとおり。※平成二十七年三月二十五日開催の臨時総会にて決議。

①小規模企業振興基本法を踏まえた小規模企業支援施策の強力な推進
・経営発達支援計画の全商工会早期認定
・経営発達支援事業の積極的推進
・広域サポート体制の推進

②提案型の経営支援・巡回訪問の推進強化

③組織基盤の強化
・会員増強運動の実施
・商工会再生指針の徹底
・自主財源確保のための共済事業の推進

④職員の支援体制及び資質向上対策の推進
・職員の資質向上対策の推進
・組織全体の人材育成体系の見直し

県青連・県女性連
平成二十七年度通常総会開催

県商工会青年部連合会は、四月二十七日(月)国際ホテル松山で通常総会を開催した。

開会に先立ち、部員増強が顕著であった川上商工会青年部及び上島町商工会青年部に対して表彰状が授与された。

総会では、保内町商工会青年部の宮田部長が議長に選出され、出席者の協議のもと、二十六年度事業報告・収支決算、二十七年度事業計画・収支予算、任期満了に伴う新役員の選任が承認された。

総会終了後、指導者研修会を開催、最初に主張発表県大会が行われ、各ブロック代表者から青年部活動を通じた地域振興の成果などが発表された。

審査の結果、西予エリア選出の大野拓也副部長が最優秀賞に選ばれ九月二日(水)に徳島市で開催される中四国大会に愛媛県代表として出場する。

続いて、愛媛県商工会青年部連合会会長である東村温輝氏より、『ムービーから学ぶ全てはあなたの思考から始まる無限のエネルギー』のテーマで基調講演が行われた。思考から生まれる創造力と行動力の大切さを、ムービーを交えながら、わかりやすく解説頂いた。

県青連新役員

【県青連　新役員】

会　長　山田　宏介(砥部町)
副会長　藤田　純矢(上島町)
〃　中島　敏行(松前町)
〃　加藤　裕介(長浜町)
〃　新倉　匡宏(鬼北町)
常任委員　長井　慶太(土居町)
〃　阿部　康弘(越　智)
〃　桑原　明裕(東温市)
〃　壽野　博志(砥部町)
〃　尾花慎太郎(内子町)
〃　和氣宗一郎(西予市)
〃　稲垣　雅和(吉田三間)
〃　金谷　裕貴(松野町)
監査委員　玉井　英貴(周　桑)
〃　川上　和洋(川　上)

【青年部主張発表結果】

最優秀賞　大野　拓也(川　上)
優秀賞　日野林一樹(砥部町)
敢闘賞　曽我部数也(周　桑)
〃　新倉　匡宏(鬼北町)

川上商工会青年部
大野拓也副部長

女性部連合会は、五月七日(木)メルパルク松山において通常総会を開催した。

総会に先立ち、部員増強に功績のあった三商工会女性部が表彰された。

総会では、鬼北町の二宮部長が議長に選出され、二十六年度事業報告・収支決算、二十七年度事業計画・収支予算、会則の一部改正、新役員の選任について承認された。

終了後、指導者研修会が開催され、真言宗御室派 願成寺住職 大西智城氏より、「笑って会社経営」のテーマで、基調講演が行われた。

大西氏は、笑いや、言葉遊びを通じて、心が健康であること、体が健康であること、また、地域で生きていく、という事はどういうことかを説いた。

県女性連新役員

大西智城氏

※新役員は次のとおり。

【女性部　新役員】

会　長　西岡千代子(内子町)
副会長　壷内真由美(周　桑)
〃　竹口　禮子(砥部町)
〃　土居　美幸(愛南町)
常任委員　萩尾　房子(土居町)
〃　中司みなえ(しまなみ)
〃　野間とし子(東温市)
〃　中島　瞳(松前町)
〃　稲月　朝美(内子町)
〃　阿部　正美(伊方町)
〃　原田　静(西予市)
〃　二宮　恵美(鬼北町)
監査委員　中浦　一美(上島町)
〃　石丸　孝子(久万高原町)

青年部・女性部に加入して、資質向上と人脈形成、視野拡大と地域振興を

社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について

今年、10月から、国民一人一人にマイナンバー（個人番号）が通知され、来年１月から番号が利用開始されます。また、民間事業者も税や社会保障の手続きでマイナンバーを取り扱うことになります。

社会保障・税番号制度の概要

○社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障･税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。
○平成27年10月から、個人番号・法人番号が通知され、平成28年１月から順次利用が開始されます。
○税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

個人番号について

○個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に１人１つ指定され、市区町村から通知されます。
また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。
○個人番号は、「通知カード」により、住民票の住所に通知されます。
○個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

法人番号について

○法人番号は､13桁の番号で､設立登記法人などの法人等に１法人１つ指定され､国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。
○法人番号は、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。
○法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

税務関係書類への番号記載時期について

○申告書及び法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。
①所　得　税：平成28年１月１日の属する年分以降の申告書から
②法　人　税：平成28年１月１日以降に開始する事業年度に係る申告書から
③法定調書：平成28年１月１日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（※）
④申請書・届出書：平成28年１月１日以降に提出すべき申請書等から
（※）法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

◎社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html
- マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）**0570－20－0178**（マイナンバー）
※ナビダイヤルは通話料がかかります。　平日９時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く。）

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページの 社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉 のバナーをクリック
http://www.nta.go.jp/mynumber info/index.htm
最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください。

商工会の会計システム「ネットｄｅ記帳」で経営の合理化を

小規模事業者持続化補助金の有効活用（事例）

事業所名　ととや　代表者名　岩越　竜司 氏
所 在 地　越智郡上島町弓削下弓削二一〇

■店舗紹介

店主の岩越竜司さんは、京都の料亭で十年間修業を積み、近畿ブロックすし技術コンクール大会において最優秀賞を受賞した経歴がある方です。

故郷で開業したいという強い志から、長年勤めた料亭を辞めて、平成十九年三月に寿司居酒屋「ととや」を開業しました。地元漁師から直接仕入れた瀬戸内海の新鮮な魚は鮮度抜群で固定客も年々増えています。

■補助金利用のきっかけ

開業した当時に作った宴会用座敷の定員が一二名だったため、それ以上の人数は、キャンセルする場合もあり、「座敷を広げてもらえばもっと利用できるのに」とお客様から要望がありました。また、一人で来店されるお客様は、カウンターが無かったため、四人用のテーブル席に一人で座るしかなく、「満席の時は一人で座るのは気兼ねするので、カウンターがあればゆっくり食事ができる」との要望もありました。

そこで、宴会席の定員を増やすことと、お一人様でも気兼ねなく来店できるように改装するために補助金を利用しました。

■具体的な取組内容

①座敷を改装し、宴会の定員を二〇名にする。
②お一人様に対応したカウンター席を新たに設置する。
③食材のみずみずしさを保つネタケースを導入する。

■取組の効果

当地域は高齢化が進み、足に痛みがある方が多くなっています。さらに持続化補助金を申請し、座敷を「掘りごたつ」に改装することになりました。今後もお客様のニーズにお応えし、地域の方に食事を楽しんでいただける店づくりを目指します。

①座敷を改装し宴会の定員増（座敷を間仕切りしていた壁を解体し、可動式の簡易パネルに改修）

代表者　　岩越　竜司氏

②お一人様に対応したカウンター席を新たに設置（可動式カウンター）

認定支援機関の商工会を活用しましょう

社会保険「算定基礎届の注意点」について〈算定基礎届は正しく届けましょう〉

社会保険の「算定基礎届」は、原則として１年に１度全ての被保険者を対象にして、その４・５・６月の支払い給与を基礎に１年間の標準報酬月額を決定します。

支払基礎日数

- 支払基礎日数は、報酬を計算する基礎となった日数を記入します。
  ※翌月払いの時などは注意が必要です。（例：末締め・翌５日払いの場合・３月分給与→４月５日支払。）
- ４月の基礎日数は、３月分の報酬を計算する基礎となった日数ですので、月給制・欠勤控除等なしの場合は、４月の基礎日数は31日です。

月給制・週休制の支払基礎日数

- 通常は、給与の計算基礎には休日や有給休暇も含まれるため、出勤日数に関係なく給与の支払対象期間の**暦日数**が支払基礎日数となります。
- ただし、欠勤日数分だけ給与が減額される場合は、就業規則、給与規程等に基づいて事業所が定めた日数から欠勤日数を差し引いた日数が支払基礎日数となります。

日給制の支払基礎日数

- **出勤日数**が支払基礎日数となります。有給休暇を取得した場合は、出勤日数に含めます。

算定の対象となる月

- ４月、５月、６月のうち報酬の支払基礎日数が17日以上ある月が算定の対象となります。ただし、パートタイマーの方は下記の通りとなります。
  ①４、５、６月の３カ月間のうち支払基礎日数が17日以上の月の報酬月額の平均により算定された額とすること。
  ②４、５、６月の３カ月間のうち支払基礎日数がいずれも17日未満の場合は、その３カ月のうち支払基礎日数が15日以上17日未満の月の報酬月額の平均により算定された額をもって、保険者算定による額とすること。
  ③４、５、６月の３カ月間のうち支払基礎日数がいずれの月についても15日未満の場合は、従前の標準報酬月額をもって当該年度の標準報酬月額とすること。

特許無料相談会

技術上の発明等の知的財産は、中小企業にとっても重要な課題となっており、昨年に引き続き日本弁理士会四国支部と連携し課題解決を支援します。

問合せ先
愛媛県商工会連合会　広域サポートセンター
TEL　089-924-1103／FAX089-922-0249

●日時
毎月第２木曜日　午後１時～午後４時
予約制（３日前までにお申し込み下さい。）
※予約が無い場合は実施しません

●相談内容
特許・実用案件・意匠・商標に関する出願他

●会場
愛媛県商工会連合会　２階相談室

小さな掛金、大きな保障。商工貯蓄共済に加入しましょう

EHIME GUARANTEE
未来を拓く保証　～中小企業に活力を～
愛媛県信用保証協会
松山市一番町4丁目1番地2　中小企業会館
TEL　089－931－2111（代表）
http://www.ehime-cgc.or.jp/

がんばる企業紹介

国安青果は一九五〇年創業、県産かんきつ類の販売を手がけている。先代の国安正夫氏が業績を確立、Ｂｔｏ Ｂ取引を主体に、宅配販売方式にも業態を拡大、現社長の国安敏氏は、ネット販売にも進出。二〇〇五年一二月、楽天市場でサイトをオープン。当初は、同社にとって試験的取り組みでもあり、売上は低迷していたが、本格的に取り組んだ結果、楽天市場二〇一四年の「肉・野菜・フルーツ」部門で最高賞を受賞。

事業後継者も育ち、栗や柑橘類以外の農産物に加え、近隣他社の商品もネットショップに出品。通年商材の充実にも力を入れている。

（写真は右が社長 敏氏、左が子息 健太さん　於：南海放送もぎたてテレビ取材）

国安青果株式会社
代表　国安　敏氏
八幡浜市保内町川之石1－56－1
TEL〇八九四－三六－二二〇〇

経営者の「よろず相談所」商工会を利用しましょう

＜月々2,000円で充実の保障プラン＞
ほのぼの共済
お問合せ・お申し込みは地元商工会へ
あなたの街の身近な共済
県共済
愛媛県火災共済協同組合
〒790-0001 松山市一番町四丁目1番2（愛媛県中小企業会館3階） TEL（089）945-1313　FAX（089）932-7602

いよぎん コンサルティングサービス CONSULTING SERVICE
事業承継
皆さまの事業承継に関する
お悩みを解決します！
ご相談は、まず伊予銀行へ！

事業承継のポイント
物的承継
●出資持分の後継者へのスムーズな移転
●出資持分評価の引き下げ
人的承継
●後継者の育成支援
●第三者への事業承継支援
事業承継
相続対策
●遺産分割の対策支援
●相続税や贈与税の納付資金の確保
事業承継のほか、医療介護経営支援、退職金制度、遺言信託等に関する多彩なソリューションメニューをご用意しております。
お問い合わせはお近くの〈いよぎん〉の窓口または、下記までお問い合わせください。
089-931-9640　iyo016ova6@iyobank.co.jp
Challenge & Smile
伊予銀行
（平成27年5月8日現在）

商工会の提供する事業を活用して、地域振興に取り組みましょう

小さな瞳

北宇和郡松野町吉野
有限会社 山口屋
曽我 朱莉（あかり）ちゃん
（松野町立松野中学校二年生）

「何が大切?!」

うちの店は、江戸時代から続き、父で十代目になります。

父と母、祖母、そして長い間勤めてくれている従業員の四人で頑張っています。

酒や食料品、衣料品、ガソリンや肥料までたくさんの品物を扱っているので忙しい時期は大変そうです。

祖母は八十歳を越えたのに、今でも自分で軽トラックを運転して、毎月隣の高知県まで注文とりに行っています。

大変だけどお客さんと話をしたり笑ったりする事が、祖母の元気の素なのではないかな?と感じています。そうやってお客さんとのつながりを大切にしてきたからこそ、店が長い間続いてきたんだと思います。

私も周りの人たちや友達に思いやりを持って接し、つながりを大切にして過ごしていこうと思います。

当世経営かわら版

嘱託専門指導員
宮岡　稔

はじめて聞かれた方も多いと思いますが、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つに「PDCAサイクル」という用語があります。これは、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の頭文字をとったもので、この四段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善しようとする考え方です。しかし、何も難しいものではありません。私達が普段何気なく行っている仕事や家事の進め方など、日常的な局面にも活用できる考え方なのです。

このサイクルの最初は「P（計画）」で、これからすることを細かく分解して考えます。つまり、何を、誰に対して、なぜ、どれくらい、いつまでに、どのようにするのか、などを考えます。

二番目は「D（実行）」で、P（計画）で考えたことを実行に移します。ここで大切なことは、計画を意識して行動することと、後で評価できるように、結果が簡単に分かるような仕組みを作っておくことです。

三番目は「C（評価）」で、実行した結果が望むべきものだったか、そうでないかを調べて、善し悪しを判断します。結果は、数字のように誰が見ても分かる基準とします。

四番目は「A（改善）」で、善し悪しの判断を基に、全体の見直しをします。続けるか、止めるか、手直しして続けるか、を検討します。ここで大事なことは、次のP（計画）を意識した見直しを行うことです。
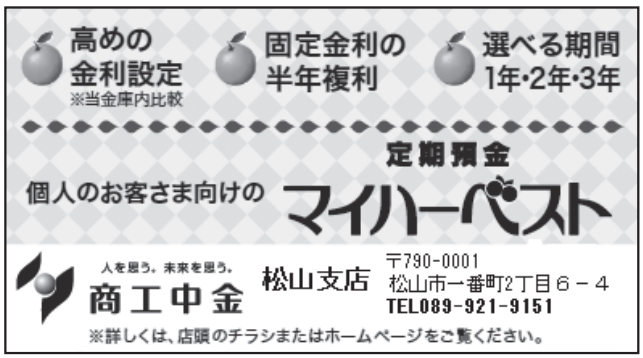
以上がPDCAサイクルの概要ですが、最初の計画無くして物事は始まりません。まずは、自分なり自社なりの計画をじっくりと考え、経営計画書を作成してみましょう。商工会がお手伝いします。